



発行 新潟県

第 60 号

令和4年8月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 882 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 883 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 884 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 885 道路の区域変更（道路管理課）
- 886 道路の供用開始（道路管理課）
- 887 道路の区域変更（道路管理課）
- 888 道路の供用開始（道路管理課）
- 889 河川の洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（河川管理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局業務課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

議 会 規 則

- 1 新潟県議会会議規則の一部を改正する規則（議事調査課）

告 示

◎新潟県告示第882号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年8月9日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

理事 阿賀野市川前21番地 田村 助栄
退任年月日 令和4年7月23日

◎新潟県告示第883号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年8月9日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

監事 阿賀野市川前21番地 田村 助栄
退任年月日 令和4年7月23日

◎新潟県告示第884号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和4年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和4年6月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
あがの工業株式会社
板屋越 真二
- 3 主たる営業所の所在地
東蒲原郡阿賀町九島1294-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第42796号
- 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和4年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年6月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社日成工業
本間 誠
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市仲間町624-11
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第20740号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年6月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三牧建設工業
三牧 好起
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市柿崎区高寺316-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-4）第10047号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年6月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社Office k&m
飯浜 善
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市中興野27-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第42613号

- 5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年6月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三協配管工業
仁多見 一幸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区窪田町3-201
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第2127号
 - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年6月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社コダマ新潟
宮崎 磨
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区濁川157-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第23092号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年6月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社藤塚組
小林 亮太
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市片貝町6487-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-29)第7558号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年6月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社増田製畳
木村 智子
 - 3 主たる営業所の所在地
-

村上市大字牧目566

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第20559号
- 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年6月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年6月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
田中備装
田中 正彦

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区坂井東3-14-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第41074号
- 5 処分の内容 電気工事業、管工事業、電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年6月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年6月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社目黒組
目黒 利勝

- 3 主たる営業所の所在地
見附市堀溝町1047

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第16323号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年6月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社相馬工業
山田 修大

- 3 主たる営業所の所在地
長岡市与板町与板338

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第7330号
- 5 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年6月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年6月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ヤマト設備
-

上村 賢司

- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市大字大倉61-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第40897号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和4年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年6月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
込山建築
込山 茂
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区榎尾149-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41483号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年6月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
デンカ工販株式会社
永井 健司
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区美咲町2-3-34
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第14800号
 - 5 処分の内容 土木工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年6月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社Y u i 建築事務所
谷澤 淳
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区鶉ノ子3-10-47
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第43816号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和4年6月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社芝田機工
渡邊 武志
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市佐々木2847-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第42904号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年6月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社オタケ
尾竹 義郎
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市高土町3-1-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第27024号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年6月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
日本海護謨株式会社
小日向 智
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区桃山町2-131-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41369号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年6月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社萱場組
萱場 勝雪
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区根岸42
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第23926号
 - 5 処分の内容 土工工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年6月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年6月30日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社五十嵐丸照組
五十嵐 信行
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区津島屋5-62
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第3196号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和4年6月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第885号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字上平丸字中村3088番8から	新	4.6~13.0メートル	54.7メートル
同市大字上平丸字中村3088番6まで	旧	4.6~6.0メートル	54.7メートル

◎新潟県告示第886号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 飯山新井線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字上平丸字中村3088番8から同市大字上平丸字中村3088番6まで
- 3 供用開始の期日 令和4年8月9日

◎新潟県告示第887号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市加茂歌代字境360番1から	新	7.0～33.2メートル	1235.6メートル
同市秋津字古川263番2まで	旧	7.0～32.2メートル	1229.5メートル

備考 路線の重用
全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市加茂歌代字境360番1から	新	7.0～33.2メートル	1235.6メートル
同市秋津字古川263番2まで	旧	7.0～32.2メートル	1229.5メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年8月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間 佐渡市加茂歌代字境360番1から同市秋津字古川263番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年8月9日

◎新潟県告示第889号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和4年8月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川 信濃川水系大平川
- 2 指定年月日 令和4年8月9日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
放置駐車違反対策システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和4年6月23日
- 6 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社法人営業本部新潟法人支店
新潟県新潟市中央区東大通1丁目3番8号
- 7 落札価格
186,252,000円
- 8 入札公告日
令和4年4月15日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
交通管制センター上位装置賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和4年6月23日
- 6 落札者の氏名及び住所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 7 落札価格
142,890,000円
- 8 入札公告日
令和4年4月15日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
自動車保管場所証明電子化システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和4年6月17日
- 6 落札者の氏名及び住所
NTT・TCリース株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215番地7
- 7 落札価格
164,632,600円
- 8 入札公告日
令和4年4月5日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
自動車保管場所標章印字機賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和4年6月23日
- 6 落札者の氏名及び住所
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 7 落札価格
35,560,800円
- 8 入札公告日
令和4年4月15日
- 9 落札方式

最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、輸液ポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年8月9日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

輸液ポンプ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年9月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

令和4年8月30日（火）午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年9月12日（月）午前10時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

見積もる契約金額（機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料）に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない(提出がないときは、契約を締結しない場合がある)。

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、シリンジポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年8月9日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

シリンジポンプ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年9月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

令和4年8月30日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年9月12日(月)午前11時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

見積もる契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない(提出がないときは、契約を締結しない場合がある)。

イ 詳細は入札説明書による。

議 会 規 則

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月9日

新潟県議会議長 小島 隆

新潟県議会規則第1号

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第141条 議員は、公務、疾病、出産、<u>育児、介護</u>その他事故により、議会又は委員会に出席できないときは、予めその事由と日数（<u>出産を事由とする場合に</u>あつては、当該出産の予定日の6週間（<u>多胎妊娠の場合にあつては、14週間</u>）前日から当該出産の予定日（<u>議員が出産したときは、当該出産の日</u>）後8週間を経過する日までの範囲内で、<u>当該議員が必要と認める期間</u>）を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。</p>	<p>第141条 議員は、公務、疾病、出産その他事故により、議会又は委員会に出席できないときは、予めその事由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。